

6 別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、特定事業所集中減算として、1月につき200単位を所定単位数から減算する。

7 利用者が月を通じて特定施設入居者生活介護(短期利用居宅介護費を算定する場合を除く。)、認知症対応型共同生活介護(短期利用居宅介護費を算定する場合を除く。)、地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。)、若しくは複合型サービス(短期利用居宅介護費を算定する場合を除く。)を受けている場合は、当該月については、居宅介護支援費は、算定しない。

注 指定居宅介護支援事業所において、新規に居宅サービス計画(法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。)を作成する利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この注2に規定する別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、当該加算は、算定しない。

ハ 特定事業所加算
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。))にあつては、指定都市又は中核市の市長)に届け出た指定居宅介護支援事業所は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 特定事業所加算(I) 500単位
- ロ 特定事業所加算(II) 400単位
- ハ 特定事業所加算(III) 300単位
- ニ 入院時情報連携加算
 - 注 利用者が病院又は診療所に入院するに当たつて、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を提供した場合は、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
 - イ 入院時情報連携加算(I) 200単位
 - ロ 入院時情報連携加算(II) 100単位
 - ホ 退院・退所加算 300単位

注 病院若しくは診療所に入院していた者又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設に入所していた者が労働者告示第126号)別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の基準(平成18年厚生労働省告示第126号)別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のヨ又は指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生労働省告示第21号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービス又は地域密着型サービスを利用する場合を除く。)し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たつて、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面接を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合(同一の利用者について、当該居宅サービス及び地域密着型サービスの利用開始月に調整を行う場合に限り)には、入院又は入所期間中につき3回を限度として所定単位数を加算する。ただし、初回加算を算定する場合は、当該加算は算定しない。

ハ 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位

注 利用者が指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定小規模多機能型居宅介護を提供する指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)に提供し、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における居宅サービス計画の作成等に協力した場合に、所定単位数を加算する。ただし、この場合において、利用開始日前6月以内において、当該利用者による当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を算定している場合は、算定しない。

ト 利用者指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定看護小規模多機能型居宅介護を提供する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)に提供し、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における居宅サービス計画の作成等に協力した場合に、所定単位数を加算する。ただし、利用開始日前6月以内において、当該利用者による当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を算定している場合は、算定しない。

チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 200単位
注 病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合は、利用者1人につき1月に2回を限度として所定単位数を加算する。

○厚生労働省令第15号 介護給付費単位数表
介護給付費(介護給付費)の算定に用いる標準(平成18年厚生労働省令第15号)別表
平成二十七年四月一日から施行
厚生労働大臣 権 兼 久

別表
指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表
1 介護予防認知症対応型通所介護費
イ 介護予防認知症対応型通所介護費(I)
(1) 介護予防認知症対応型通所介護費(I)
(イ) 所要時間3時間以上5時間未満の場合
a 要支援1 493単位
b 要支援2 546単位
(ニ) 所要時間5時間以上7時間未満の場合
a 要支援1 749単位
b 要支援2 836単位
(三) 所要時間7時間以上9時間未満の場合
a 要支援1 852単位
b 要支援2 952単位

介護給付費(介護給付費)の算定に用いる標準(平成18年厚生労働省令第15号)別表
平成二十七年四月一日から施行
厚生労働大臣 権 兼 久

(2) 介護予防認知症対応型通所介護費(注)	
(一) 所要時間3時間以上5時間未満の場合	
a 要支援1	445単位
b 要支援2	494単位
(二) 所要時間5時間以上7時間未満の場合	
a 要支援1	673単位
b 要支援2	751単位
(三) 所要時間7時間以上9時間未満の場合	
a 要支援1	766単位
b 要支援2	855単位
ロ 介護予防認知症対応型通所介護費(注)	
(1) 所要時間3時間以上5時間未満の場合	
(一) 要支援1	251単位
(二) 要支援2	265単位
(2) 所要時間5時間以上7時間未満の場合	
(一) 要支援1	407単位
(二) 要支援2	430単位
(3) 所要時間7時間以上9時間未満の場合	
(一) 要支援1	469単位
(二) 要支援2	496単位

- イ 9時間以上10時間未満の場合 50単位
 - ロ 10時間以上11時間未満の場合 100単位
 - ハ 11時間以上12時間未満の場合 150単位
 - ニ 12時間以上13時間未満の場合 200単位
 - ホ 13時間以上14時間未満の場合 250単位
- 4 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、1日につき50単位を所定単位数に加算する。
- 5 指定介護予防認知症対応型通所介護を行う時間帯に1日20分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算として、1日につき27単位を所定単位数に加算する。
- 6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、若年性認知症利用者(介護保険法施行令(平成10年政令第12号)第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となった者をいう。以下同じ。)に対して、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算する。
- 7 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注において「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、栄養改善加算として、1月につき150単位を所定単位数に加算する。
- イ 管理栄養士を1名以上配置していること。
- ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下この注において「管理栄養士等」という。)が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っていること。
- ニ 利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所であること。
- 8 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注において「口腔機能向上サービス」という。)を行った場合は、口腔機能向上加算として、1月につき150単位を所定単位数に加算する。
- イ 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。
- ロ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

ニ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所であること。

9 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防認知症対応型通所介護事業所若しくは共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所若しくは併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所と同一建物から当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所若しくは共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に通う者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、1日につき94単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対し送迎を行った場合は、この限りでない。

11 利用者に対して、その居宅と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき1単位を所定単位数から減算する。

ハ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算(1)イ 18単位
- (2) サービス提供体制強化加算(1)ロ 12単位
- (3) サービス提供体制強化加算(1)ハ 6単位

ニ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合において、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(1) イからハまでにより算定した単位数の1000分の68に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(1) イからハまでにより算定した単位数の1000分の38に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費

- (1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合 3,403単位
- (2) 要支援1 6,877単位
- (3) 要支援2

- (2) 同一建物に居住する者に対して行う場合
 - (イ) 要支援1 3,066単位
 - (ロ) 要支援2 6,196単位

ロ 短期利用介護予防居宅介護費 (1日につき)

- (1) 要支援1 419単位
- (2) 要支援2 524単位

注1 イ(1)については、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)の登録者(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する療養老人ホーム若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅であつて同項に規定する都道府県知事の登録を受けたものに限る。以下同じ。)に居住する登録者を除く。)について、登録者の数又は従業者の員数が別に算定する期間1月につきそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、登録者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 イ(2)については、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に居住する登録者について、登録者の要支援状態区分に応じて、登録している期間1月につきそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、登録者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定めるところに該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

3 ロについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所において、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合に、登録者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、登録者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

4 イについては、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスをいう。)、訪問サービス(同項に規定する訪問サービスをいう。)、及び宿泊サービス(同条第5項に規定する宿泊サービスをいう。))の算定月における提供回数について、登録者(短期利用介護予防居宅介護費を算定する者を除く。)1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

5 登録者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防小規模多機能型居宅介護費は、算定しない。

6 登録者が一の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所において、指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)を受けている間は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合に、介護予防小規模多機能型居宅介護費は、算定しない。

7 イについては、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している登録者に対して、通常の事業の実施地域(指定地域密着型介護予防サービス基準第57条第6号に規定する通常の事業の実施地域をいう。)を越えて、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

ハ 初期加算

注 イについては、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。30日を超える病院又は診療所への入院の後に指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用を再び開始した場合も、同様とする。

ニ 総合でネジメント体制強化加算

注 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質を継続的に管理した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ホ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、イについては1月につき、ロについては1日につき、次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) イを算定している場合
 - (イ) サービス提供体制強化加算(1)イ 640単位
 - (ロ) サービス提供体制強化加算(1)ロ 500単位
 - (ハ) サービス提供体制強化加算(1)ハ 350単位
 - (ニ) サービス提供体制強化加算(1)ニ 350単位
- (2) ロを算定している場合
 - (イ) サービス提供体制強化加算(1)イ 21単位
 - (ロ) サービス提供体制強化加算(1)ロ 16単位
 - (ハ) サービス提供体制強化加算(1)ハ 12単位
 - (ニ) サービス提供体制強化加算(1)ニ 12単位

ヘ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるいずれかの加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(1) イからホまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
 - (2) 介護職員処遇改善加算(1) イからホまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数
 - (3) 介護職員処遇改善加算(ロ) (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
 - (4) 介護職員処遇改善加算(ハ) (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費
- イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)
 - (1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(1) 755単位
 - (2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(ロ) 743単位
 - ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)
 - (1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(1) 783単位
 - (2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(ロ) 771単位

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所 (指定地域密着型介護予防サービス基準第70条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定介護予防認知症対応型共同生活介護 (指定地域密着型介護予防サービス基準第69条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- イ 夜間支援体制加算(1) 50単位
- ロ 夜間支援体制加算(ロ) 25単位

3 ロについて、医師が、認知症 (介護保険法 (平成9年法律第123号) 第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、入居を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

4 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注3を算定している場合は算定しない。

ハ 初期加算

注 イについては、入居した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。 30単位

ニ 退居時相談援助加算

注 利用期間が1月を超える利用者が退居し、その居宅において介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスを利用する場合において、当該利用者の退居時に当該利用者及びその家族等に対して退居後の介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該利用者の同意を得て、退居の日から2週間以内に当該利用者の退居後の居宅地を管轄する市町村 (特別区を含む。)及び老人介護支援センター (老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センターをいう。)又は地域包括支援センター (法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。)に対して、当該利用者の介護状況を示す文書を添えて当該利用者に係る介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスに必要な情報を提供した場合に、利用者1人につき1回を限度として算定する。 400単位

ホ 認知症専門ケア加算

注 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 認知症専門ケア加算(1) 3単位
- (2) 認知症専門ケア加算(ロ) 4単位

ク サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算(イ) 18単位
(2) サービス提供体制強化加算(ロ) 12単位
(3) サービス提供体制強化加算(ハ) 6単位
(4) サービス提供体制強化加算(ニ) 6単位

ト 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(イ) 1からへまでにより算定した単位数の83に相当する単位数
(2) 介護職員処遇改善加算(ロ) 1からへまでにより算定した単位数の1000分の46に相当する単位数
(3) 介護職員処遇改善加算(ハ) ②により算定した単位数の90に相当する単位数
(4) 介護職員処遇改善加算(ニ) ②により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

○厚生労働省令第八十七号

介護保険法(平成九年法律第四十二号)第五十八条第二項の規定に基づき、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省令第二十二号)の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十三日

厚生労働大臣 植崎 恭久

別表

指定介護予防支援介護給付費単位数表

介護予防支援費

イ 介護予防支援費(1月につき)

430単位

注1 介護予防支援費は、利用者に対して指定介護予防支援(介護保険法(平成九年法律第123号。以下「法」という。)第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。)を行い、かつ、月の末日において指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第37号。以下「基準」という。)第13条第1項の規定に基づき、同項に規定する文書を提出している指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。)について、所定単位数を算定する。

2 利用者が月を通じて介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用介護予防居宅介護費を算定する場合を除く。)若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護(介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。)を受けている場合は、当該月については、介護予防支援費は、算定しない。

ク 初回加算

300単位

注 指定介護予防支援事業所(基準第2条に規定する指定介護予防支援事業所をいう。)において、新規に介護予防サービス計画(法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。)を作成する利用者に対し指定介護予防支援を行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。

ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算

300単位

注 利用者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)の利用を開始する際に、当該利用者が必要となる情報を当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する際に、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)に提供し、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者における指定介護予防サービス等の利用に係る計画(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定する指定介護予防サービス等の利用に係る計画をいう。以下同じ。)の作成等に協力した場合に、所定単位数を加算する。ただし、この場合において、利用開始日前6月以内において、当該利用者による当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を算定している場合は、算定しない。

○厚生労働省令第八十七号

介護保険法(平成九年法律第四十二号)第四十二条の二第四項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める地域密着型サービス費の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第百十九号)の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十三日

厚生労働大臣 植崎 恭久

別表の複合型サービス費の注一中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

○厚生労働省令第八十八号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省令第十九号)「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省令第二十一号)」「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百二十六号)」「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百二十七号)及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百二十八号)」の規定に基づき、厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成十二年厚生省令第二十七号)の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十三日

厚生労働大臣 植崎 恭久

第一号一「中」の指定)の下に「若しくは第一号通所事業(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第二十七号。以下「指定居宅サービス基準」という。)第九十三条第一項第三号に規定する第一号通所事業をいう。この号及び第十五号において同じ。)の指定又はその双方の指定)を加え、「指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とを「指定通所介護の事業」として「指定介護予防通所介護の利用者の数及び第一号通所事業」を加え、同号の表中「指定居宅サービス」の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第二十七号。以下「指定居宅サービス基準」という。)を「指定居宅サービス基準」に改める。」第十一号一「中」指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同号一「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。